

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成25年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。
なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席していただいております。後ほど、平成24年度一般会計及び特別会計決算審査について報告をしていただきたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月26日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案9件、認定7件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第128条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査、指定管理者監査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第3回定例議会の開催をお願いいたしましたところ、何かと御多用の折にもかかわらず議員全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今回の定例会は、議員の皆様にとっても、私にとっても、本年10月15日をもって任期満了となりますので、現任期における最後の議会となります。何かと問題のあった4年間でしたが、議会の皆様には本当にお世話になりました。それぞれ任期中の様々な出来事に思いをはせながら本議会にお臨みのことと存じます。

思えば、4年前、静岡県においては川勝県知事が誕生、国政においては民主党が衆議院議員選挙で大勝し政権を奪取、その直後の議会及び町長の同時選挙であったこともあって、知事選、衆議院選の流れに乗って新人である私が町長に選任されました。

当時の経済状況を振り返ってみると、情報処理や情報伝達の分野における技術革新とともに、金融面を中心に急速なグローバル化が進む中、平成20年9月に起こったリーマンショックの影響を受けて、金融不安が世界的な金融危機へと発展、世界景気は一段と下振れし、世界同時不況とも呼ぶべき事態にありました。

こうした状況の中で、我が国の経済状況も一変しました。外需の大幅な減少に伴う企業部門の急速な悪化に伴い、失業率も過去最高水準となるなど大変厳しい状況となっております。また、都市と地方の格差も課題となっております。

我が国そのものが、人口減少時代に入り、少子化、高齢化が急速に進む中で社会保障制度など将来の生活設計に大きな不安を抱いております。

川根本町においては過疎化がさらに進み、高齢化率が40%に達する状況となり、地域にとって重要な産業である林業、茶業ともに需給ギャップ・生産コスト高・担い手の高齢化など、多くの課題を抱えたまま長期にわたる低迷状態にあり、観光事業者をはじめ商工業者も厳しい経営環境下で苦しんでおりました。

核家族化も進み、独居世帯や高齢者世帯が増加する中、高齢者の皆様は年金や医療など社会保障制度への先行き不安とともに、日々の買い物や医療、福祉サービスを受けるための移動手段などに不便や不安を訴える声が広がっております。

学校教育では児童・生徒の減少により、複式学級への懸念、川根高校が高校再編の対象となることへの懸念が生じておりました。

町内のそれぞれの地域においても高齢化が進み、自治会運営、防災活動、祭典など地域コミュニティの維持にも陰りが見え始めておりました。

国の財政が硬直化する中、地方財政も厳しい状況となり、川根本町においても強力に行政改革が進められ、職員定数の削減、本庁舎と支所における事務の合理化、補助金制度の見直

し、公の施設の管理運営など、様々な面で改革が進められ、成果を上げつつありました。

このような状況の中で、私は4年前の町長選に臨んだわけではありますが、本議会を前にして、選挙公報に掲げた私の公約ともいえるべき、町政に取り組む基本姿勢を再度読み返してみました。

それには、まず「変わろう。変えよう！」として、「自分の立つ位置、目線を変えてみよう。見える景色が違ってきます。ここに問題解決や改善のヒントがあるはずです」と、まず住民の皆様のそれぞれが自らを変えようとする必要性を強調してありました。

次に4つの柱を掲げ、1つ目には、「新しい時代への対応」として、「空港―大井川―南アルプスを軸とした広域的な連携強化によるまちづくりを目指します」「誰もが安心して情報を共有できるインターネット社会の実現を目指すとともに行政情報等を効率的に提供できる情報基盤ブロードバンドの整備を図ります」となっていました。

2つ目の柱は、「地域の元気再生」で、「川根本町の持ち味を生かした物語づくり（ブランド化戦略）を進めます」「風味豊かな川根茶のブランド化を図るとともに販売促進による農家の所得向上を目指します」「南アルプスや茶畑が広がる風景を生かし、奥大井につながるお茶街道沿線一帯の観光振興を図ります」「企業の頑張りなくしては雇用の確保はありません。金融対策や雇用対策など企業の元気づくりを支援します」としておりました。

3つ目は、「まちづくりは人づくり」で、「現場に足を運び、声を聞き、そして考える。住民の共感を得られるまちづくりを目指します」「みんながまちづくりの主役。ピンチの今こそ、住民総参加のまちづくりを進めようではありませんか」「安心して子供が育てられる環境づくりを目指します」「中高一貫教育を推進するとともに川根高校の存続に向けて、精いっぱい努力します」とありました。

4つ目は、「健やかな長寿社会づくり」で、「健康と生きがいを育むとともに長寿社会を支える体制の充実を図り、ついのすみかとして安住できる地域づくりを目指します」「高齢者医療制度、介護サービス基盤の充実を図ります」「災害時の要援護者対策を充実し、社会的弱者も安心して暮らせる地域社会を築きます」となっていました。

新しい時代への対応という点については、富士山静岡空港の開港により、島田市など空港立地地域とその周辺都市の置かれた状況が大きく変わってくることから、大井川を軸として南アルプスに至る地域の連携強化を図りながら、南アルプスの世界遺産登録に向けた運動の推進や、大井川沿線の風景、S L、井川線などは海外からの旅行者にもアピールできる資源であり、これらを活用して、新しいグローバル時代にも対応できるまちづくりを目指す必要を感じておりました。

また、さらに進展する高度情報化社会を生き抜くためには、新町建設計画や第1次総合計画にも盛り込まれた情報通信基盤の整備はぜひとも必要な社会基盤であると考えました。

広域連携については、島田市と共同開催のS Lフェスタが今年で3年目を迎えることとなりますが、これには静岡市も一部加わり、牧之原市や吉田町も首長の御臨席をいただくなど、

大井川を軸とした連携への理解はかなり深まったといえると考えます。消防の広域化もこの3市2町の枠組みで協議が進められております。

南アルプス世界遺産登録推進協議会は静岡市のほか、県境を越えて山梨、長野を含め3県10市町村で構成され、世界遺産登録へ向けてのステップとして、現在ユネスコ・エコパークの認定を受けるための事前チェックを受けている段階であります。順調にいけば来年夏にはエコパークとして認定されます。

このように、広域的な連携への取り組みは時代の要請でもあり、着実に進展しております。

情報通信基盤整備事業については、住民運動が起こり、住民投票に代わるアンケートを行った結果、町が提案した事業内容での整備は断念せざるを得ないところとなりました。このことについては、住民の皆様には十分理解していただけなかったことで、私自身の力不足と責任を痛感しているところであり、これをめぐって多くの皆様に御迷惑と御心配をおかけしたことに深くおわびを申し上げます。

地域の元気再生については、グローバル時代を生き抜くためにはローカルに磨きをかけること、つまり土地柄を生かした川根本町の物語づくり、いわゆるブランド化戦略が必要となります。豊かな自然、風味抜群の川根茶、S L、アプト式鉄道、温泉、豊かな人情など、川根本町の持ち味、いわゆる地域資源がブランド化戦略の決め手となります。

中国や韓国などアジアの経済発展が急速に進む中、富士山静岡空港も平成21年6月には開港しておりましたので、先ほど申し上げましたように、志太、榛原、静岡など中部地域の市町、あるいは大井川沿いの市町というような、ある一定規模のまとまりを持ったエリアをアピールすることが必要だと感じておりました。ある程度の広がりを持ったエリアの中で、お互いに共有できる価値観を持ちながら、それぞれの市町が相互に競い合う形でそれぞれの持ち味に磨きをかけ、他地域と本町を含む地域の差別化を図るとともに、エリア内における近隣市町と本町の差別化をも図る、そういう形で川根本町をアピールしていきたいということから申し上げたものであります。

大井川や森林、茶畑のある風景、大井川鉄道、井川線、温泉など行政域を越えて、沿線が一体となって資源の共有化を図り、エコツーリズムやグリーンツーリズムを展開することによって地域全体の魅力、いわゆるブランド力を高め来訪客を増やすとともに地域産業としての茶業、林業に取り組む現場の人々の思いを感じていただき、ファンになっていただこうと考えたのであります。

長期的に低迷状態が続く茶業については、日本人のライフスタイルの変化に伴って、飲料の多様化が進み、お茶の消費は大きく落ち込んでいることから、従来からの生産指導とあわせ市場開拓に取り組んでまいりました。

首都圏での認知度が低いということから、東京でのPR事業、地域内における呈茶、茶縁喫茶の展開、スイーツ開発、ニューヨークへの出展、川根時間、川根茶塾など様々な試みをいたしました。現在はお茶の効能を実証すべく、県立総合病院島田医師に調査研究事業をお

願いしております。

茶の市場が縮小する中での販路開拓は容易ではありませんが、単に本町の農産物というにとどまらない、お茶とともに暮らしてきた本町住民の心の支えとしての川根茶の存在意義を考えれば、何とかしなければいけない、そういう思いで取り組ませていただきました。これからも取り組んでいく必要があると考えております。

観光振興の面では、入り込み客、わけても宿泊客の大幅な減少が続き、東日本大震災の発生に伴う原発事故がこれに拍車をかけました。

昨年4月には、新東名の開通や町が行った宿泊増加のための支援策の効果もあり、震災前の水準に戻りましたが、まだまだ不安は拭えません。

昨年は、寸又峡温泉が開湯50周年を迎え、記念事業の中で次の50年に向けての議論が活発になされました。町としても観光振興計画を策定しました。総合計画とも整合させながら具体的なアクションにつなげていかなければなりません。寸又峡温泉には、露天風呂の建設も予定されております。温泉街としての魅力づけも必要となるでしょう。

本町の特徴は、S Lとアプト式鉄道井川線であり、テレビや雑誌等、最もメディアで紹介されるのもこの鉄道であります。そういうことから、大井川鉄道及び井川線の沿線をレールパークと捉え、公の施設「音戯の郷」をそのコア施設としたらどうかということで、現在レールパーク構想の検討を進めているところであります。

プレミアム商品券の発行による町内での購買促進や住宅リフォーム支援など町内の需要喚起による商工業振興にも努め、利用された町民の皆様からも事業者の皆様からも喜ばれております。投資的事業についても、町道、林道、農道などの整備や学校施設整備など毎年ある程度の工事量は確保できたと考えております。

まちづくりは人づくりという面では、地域の将来を担う子供たちの数が年々減少していることが大きな不安材料であります。若者がこの町で結婚し、少なくとも2、3人の子供を安心して育てられる、そういう地域にしていかなければ町の将来はありません。そのために、子育てしやすい環境、安心してお子さんを預けられる保育環境、教育環境をつくっていかなければなりません。ハード、ソフト両面からの対応が必要となります。本年度は、学校教育はどうあるべきか関係者から御意見を伺うための協議会もスタートいたしました。様々な視点から幅広く御意見を伺っていきたいと考えております。

川根高校についても、生徒数が減少する中で、存続を不安視する向きがございます。

一昨年、創立50周年を迎えた川根高校は、川根本町にとっては極めて大切な存在であります。川根高校では、他地域からの入学生募集など生徒数減少への対応も考えて鋭意努力しているところでありますが、町としても今まで県教育委員会へお願いもしてきましたが、できる範囲で具体的な支援も考えていきたいと考えております。

地域で頑張れる人材育成には、地域コミュニティーの中で育てていくことが大切であり、地域で育てる生涯学習や体育協会、文化協会など様々な助成を行っております。また、地域

コミュニティーの活動基盤強化のための自治会振興事業交付金制度により、それぞれの自治会が抱える問題解消のために活用していただきました。コミュニティー施設の耐震工事、改修工事、その他地域事情により有効に使っていただけたものと考えております。

近年、若い世代からも新しい地域活動に取り組む動きが見られるようになりました。若い芽を摘むことなく、見守っていきたいと考えております。

地域の元気には、定住化対策の推進も極めて重要な施策であり、空き家バンクも開設しましたが、定住のための住宅の問題、雇用の問題など課題を整理して対応していく必要があると考えております。

また、まちづくりを推進するための基本となる、いわば川根本町の憲法ともいえるべき「まちづくり基本条例」を制定いたしました。長期間にわたる委員の皆様の熱心な検討の末に制定されたもので、この基本条例の精神をしっかりと遵守しながら、まちづくりを推進することが大切であります。

健やかな長寿社会づくりについては、高齢化が県内一の町でもあり、どこにも負けない、後続く市町のモデルとならなければなりません。川根本町での生活には教育問題などとともに医療や介護などに不安を持たれている方が多いかと思えます。

川根本町では、病気になってからの治療もちろん大切ですが、その前に病気にかからないようにするため、治療から保健をより重視し、海洋センターでの予防のためのトレーニングメニューを取り入れたり、各種の健康診断を低負担で受けられる助成制度等を設けるなど努めてきました。

医療については、現在、いやしの里診療所では、ふじのくにネットワークに参加し、県立総合病院、島田市民病院とテレビ会議システムを使ったバーチャル診療が進められております。これは、今後の山間地における診療体制を考える場合の一つのモデルでもあると考えます。その他の診療所の先生方も地域医療を担って献身的な診療を続けてくださっております。今いらっしゃる先生方との意思の疎通をしっかりと図りながら、医療環境の整備に努める必要があると考えております。

4年前に町政に臨むに当たって示した基本姿勢について読み返しながら、1期目を振り返ってみました。4年間で進展したものもありますが、残念ながら進展させられなかったものもあります。殊に最も力を入れようとした地域の元気づくりについては、日本経済が深刻な状況にあったことや東日本大震災の発生などもあって、大胆な施策を打つことができず、際立った成果も示すことができませんでした。しかし、私が主張してきたまちづくりの方向性は間違っていないと確信いたしております。

ここで、川根本町の財政状況を見ると、平成20年度末には起債残高が74億1,900万円だったものが、平成24年度末では55億2,700万円にまで約25%減少し、基金残高は平成20年度末には32億4,600万円、うち、財政調整基金が8億9,300万円であったものが、平成24年度末には38億4,900万円、うち、財政調整基金16億7,900万円にまで約19%増加するなど、財務内容

は大きく改善されております。

平成24年度決算では、一般会計6億9,962万円の剰余金が、新聞紙上にも取り上げられておりました。決してお金をためさえすればいいと考えて事業の手を抜いたわけではなく、合併して8年目を迎える中で、これからの川根本町の財政状況も考慮しながら、行政コストの削減に努めた結果であります。

今後の財政運営を考えてみますと、川根本町の合併は平成17年9月であり、平成27年9月には合併10年を迎えることとなります。地方交付税については、合併後10年間は合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分するという合併算定替えが行われておりますが、合併11年目からは5年間にわたって段階的に減らされ、16年目には純粹に一つの自治体として算定されることとなりますので、大幅に減額されることが予想されます。一方、現在進めております消防の広域化、同報無線のデジタル化、さらには北部地域の簡易水道など老朽化するインフラの改修補強工事、新たなインフラの整備や医療、福祉、教育など様々な面での事業展開が必要となります。住民の安全・安心を最優先に考えながら、持続可能な財政運営に努めてきたのであります。

安倍政権が誕生し、ようやく経済にも明るさが戻りつつある現在、新たな成長戦略への期待も広がり、今後民間の設備投資も増加に転じることが予想されます。消費増税の行方が気になりますが、これから国民所得も増え、消費意欲も徐々に高まっていくことが期待されます。

このように先行きの展望も開けようかという状況の中で、ようやく私が申し上げてきたことを現実のものとして仕掛けていくための環境が整ってきたと感じております。

このようなことから、安全で安心、かつ安定した「住んでみたい町」「行ってみたい町」を目指して、再度私に川根本町の町政を担わせていただきたく町長選挙への出馬を決意いたしました。ぜひとも皆様方の御理解と御支援を賜りたく何とぞよろしくお願いを申し上げます。1期目の4年間で膨らみかけたつぼみをぜひとも咲かせていただきたい、そう考えております。

本議会では、同意1件、条例改正5件、資産取得1件、補正予算3件、決算認定7件の計17件であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、行政報告にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により9番、久野孝史君、10番、

鈴木多津枝君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの17日間に決定しました。



◎日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（板谷 信君） 日程第3、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 同意第1号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明をいたします。

地方税法の定めるところにより、当町には固定資産評価審査委員会が設置されております。委員の定数は3人でございますが、そのうち、堀畑肇氏が本年10月25日をもちまして任期が満了となります。

堀畑氏は、平成11年3月から14年7カ月間務めていただいておりますが、退任されることとなり、後任として新たに神谷晴治氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

神谷氏は、平成24年3月までの42年間、島田信用金庫に勤務され、貸付業務において土地、家屋に係る固定資産の評価に精通し、経験が豊富であります。また、上長尾地区においても役員として10年間活躍され、信望も厚く適任と思われま。

任期は平成25年10月26日から28年10月25日までの3年間となります。

以上、御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。



◎日程第4 議案第36号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長(板谷 信君) 日程第4、議案第36号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第36号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成25年政令第173号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成25年総務省令第66号が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、地方税法と町税条例の整合性を図るため町条例の一部を改正する必要が生じたので、御承認をお願いするものでございます。

提出議案の2ページから5ページと新旧対照表をあわせてごらんください。

最初に、新旧対照表の1ページ、2ページをごらんください。

第47条の2の改正は、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする法令改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等に伴う改正でございます。

次に、2ページ、3ページをごらんください。

第47条の5の改正は、年金所得に係る仮特別徴収税額の見直しに伴う改正でございます。

次に、3ページをごらんください。

附則第7条の4の改正は、附則第19条の2の規定の新設にあわせて引用条項を追加する改正でございます。

次に、3ページから6ページをごらんください。

附則第16条の3の改正は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正でございます。

次に、6ページから8ページをごらんください。

附則第19条の改正は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う改正でございます。

次に、8ページから26ページをごらんください。

附則第19条の2の改正は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設する改正でございます。現行の規定は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除することとなりました。

また、附則第19条の3、附則第19条の4、附則第19条の5、附則第19条の6、附則第20条、附則第20条の3、附則第20条の5も同様に削除することとなります。

附則第20条の2を附則第20条に、附則第20条の4を附則第20条の2に、それぞれ繰り上げります。

附則第20条の4の改正は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う改正でございます。

次に、提出議案の5ページをごらんください。

附則の第1条で施行期日を定め、第2条では町民税に関する経過措置を定めております。

以上、川根本町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきました。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

町税条例の一部改正についてですけれども、3月の地方税法改正は東日本大震災からの復興支援として、津波の被害区域の固定資産税の課税免除などの延長や延滞金の引き下げなど、当然の措置が含まれていましたけれども、同時に金融税制の一体化などということで、多くの金融資産を保有する資産家ほど税制面の恩恵を受けることになる富裕層優遇税制の拡大や担税能力のある大企業への従来型の優遇措置の拡大も含まれており、今回の改正のもとになっている金融所得課税一体化についても証券、投資の損益通算の範囲を公社債などの利子も拡大して、株式譲渡損の通算範囲を拡大することで富裕層の税負担を引き下げ、格差拡大を促進することになるというふうな情報を得ました。

全協の説明では、公社債などの譲渡益の課税は、現行の非課税からの20%の申告分離課税となり、株式などとの損益通算が可能となり、当町において株式損益の合算を選択している人は平成24年度に26人おられたとの説明でしたが、改正による町税収入への影響はどうか伺

います。

○議長（板谷 信君） 税務課長。

○税務課長（栗原 卓君） 鈴木議員の御質問ですけれども、公社債の譲渡につきましては、現行非課税から20%の分離課税となりますが、この課税分について各個人で所有しているものであります。誰が公社債を所有しているのかわからない状況であります。

また、株式配当につきましても、年々流動しますので、損益の合算の把握はできません。したがって、町税への影響は見込めないという状況であります。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 大まかにわかったんですけれども、調べの上でもわかったんですけれども、町に全く見込めないということではなくて、確かに増収になるのか減収になるのかということが、そのときそのときの株の変動などでも変わってくるから見込めないというような答弁だったと思うんですけれども、この税制の改正によって利益を上げている株式投資家、そういう人たちが当町におられた場合はどうなんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） お答えします。

今回の税制改正は、基本的には平成21年度に税制改正がありまして、これはどういう改正であったかという、当時株式市況等が低迷、それから経済状況も低迷するという中で、株式への投資、こういうものを増やして景気浮揚というんですか、上げられるための施策として優遇税制を行ったわけですね。この優遇税制が平成21年から平成23年まで行ったんですけれども、その後は2年間、租税特別措置法の特例を設けまして、延長しまして、5年間行ったわけなんですけれども、今回これを廃止して、優遇税制を廃止するというものでありまして、ちょっとどういう観点からいわゆる高額所得者というんですか、そういう方々への低減だというふうに理解されておるようなんですけれども、これは全く逆でありまして、東日本大震災による復興税制等もこれも時限を迎えるという中で、それに合わせて所得税、住民税を合わせた中、最高税率も約5%上げると、そういう一連の中において調整をとる意味において、そういう優遇税制もやめるというものであって、これはいわゆる高額所得者に対しては課税が重くなるというふうな相対的な流れがあるというふうに、各区分について説明は省略しますが、そういう流れであるというふうに理解してください。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、川根本町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第37号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由とその内容を御説明いたします。

本条例の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成25年政令第173号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成25年総務省令第66号が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、地方税法及び町税条例との整合性を図るため、町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことにより国民健康保険税条例の一部の改正をお願いするものです。

提出議案の6ページから8ページと新旧対照表27ページからをあわせてごらんください。

最初に、新旧対照表27ページ、28ページをごらんください。

附則第6項の改正は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正です。

次に、附則第9項の改正は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う改正です。

次に、新旧対照表28ページをごらんください。

附則第10項の改正は、現行の規定が、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除し、同項に上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税新設に伴う国民健康保険税の課税の特例規定を追加するものです。

次に、新旧対照表28ページから30ページをごらんください。

附則第11項及び附則第12項を削除し、附則第13項を附則第11項とし、附則第14項を削除するものです。

次に、新旧対照表30ページをごらんください。

附則第15項の改正は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税課税特例の読み替え規定の改正と、附則第14項の削除により、同項を附則第12項とするものです。

次に、新旧対照表30ページから31ページをごらんください。

附則第16項の改正は、国民健康保険税の所得割額の算定における、本文方式の廃止に伴う規定を削除し、同項を第13項とするものです。

次に、新旧対照表31ページから32ページをごらんください。

附則第17項の改正は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う改正と、国民健康保険税の所得割額の算定における本文方式の廃止に伴う規定を削除し、同項を第14項とするものです。

次に、新旧対照表32ページから33ページをごらんください。

附則第18項の改正は、現行の規定が、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、同項を削除するものです。

次に、提出議案の7ページから8ページをごらんください。

附則第1条で施行期日を定め、第2条で国民健康保険税に関する適用区分を定めております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 町税改正とほぼ同じような改正内容だというふうに認識をしているんですけども、全協で国保税の課税所得の解釈が変わったというような説明があったんですけども、勘違いかもしれませんけれども、メモがありましたのでどういうことかなということをお聞きいたします。

それから、当町では国保税の算出のもとになる課税所得はこれまでもただし書き方式ということで、本文方式はとっていないわけですけども、当町では平成24年度において、株式の譲渡や株式の配当で数人がいらっちゃったというふうな説明もありましたけれども、改正によってどのような影響が考えられるのか、伺います。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

地方税法の改正により、国保税の所得割算定方式について、平成25年度から住民税方式と本文方式が廃止となり、旧ただし書き方式に統一されました。これを受けまして今回の改正では、川根本町国民健康保険税条例の附則の部分において、本文方式の廃止に伴う規定を整

備する改正をしております。

先ほどの株式の譲渡で数人、株式の配当でお一人のどのような影響が出るかという御質問ですけれども、この算式によって国保税が下がるのか上がるのかにつきましては、ほかにもいろいろな条件がかみ合ってきて、上がるとも下がるともちょっと言い切れません。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほど御質問にありましたように、旧ただし書き方式の課税で当町はずっと通っておるわけでありまして、住民税方式というのは、これは大都市、今から5年前に法改正がありまして、平成25年度、今年度から旧ただし書き方式に一本化されるという法律になったわけでありまして、それまでに至る中で住民税課税方式、これはどういうことかということ、所得の段階で各住民税とか、同じように控除を引いて、その控除を引いた課税所得というのがありますよね、それに対して掛けると、こういう方式であったんですけども、これだと非常に上下動も大きいということと、もう一つ、1点は当時、年少扶養制度を外すと、租税の方で、これによって控除額が減ることになって、非常に負担が急激に大きくなるということもあるものですからこれを廃止すると。その間においては、調整をとるといって形をとっておったんですけども、これが平成25年から法制度が実施されるものですから、本年度からはその住民税方式、いわゆる市民税方式もありますけれども、それと本文方式、これを取りやめて旧ただし書き方式にするという法律に一本化されたということになります。

それで、御質問の中にありました配当所得等につきましては、これは分離課税を選択する方法とか総合所得として課税を受けるというそういう方式もあるわけなんですけれども、御質問の中の保険云々というのは、いわゆる分離課税をとらない方式で総合課税をした段階ということになりますけれども、これは配当控除を受ける受けないとか、そういう部分もありますし、少額の場合は不動産の部分もあります。ですから、こういうものを推測するにはなかなか難しい状況であると。あくまでも租税特別措置法に基づく所得を基準にしたいというそういうもの。これはその所得から基礎控除額を引いたのが、いわゆる旧ただし書き方式ということになります。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決

します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第38号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(板谷 信君) 日程第6、議案第38号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第38号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由とその内容を御説明いたします。

本条例の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成25年法律第3号が公布されたことに伴い、地方税法との整合性を図るため、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、後期高齢者医療に関する条例の一部の改正をお願いするものです。

提出議案の9ページと新旧対照表34ページをあわせてごらんください。附則第4項、延滞金の割合の特例の改正は、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から行われた国税の見直し、地方税に係る延滞金の利率の引き下げの特例に伴う、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第39号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第39号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第39号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

議案の10、11ページをごらんください。

なお、参考といたしまして、新旧条文対照表の35ページ、36ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

この改正は、地方税法の一部を改正する法律、平成25年法律第3号が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、川根本町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正するものです。

まず、町介護保険条例第11条第1項には、延滞金の割合が年14.6%（当該納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については年7.3%と特例基準割合のいずれか低い割合）と規定されておりますが、この割合につきまして、附則第9条を追加し、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合、その年において、年14.6%の割合にあっては、その年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とするというもので、施行日は平成26年1月1日となります。

次に、町介護保険条例第11条第1項の延滞金の額について、滞納額が2,000円以上の場合に延滞金が計算されることを明記したことに加え、第3項として、延滞金の額に100円未満

の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てるということを新たに追加いたしました。これは地方自治法第231条の3第3項の規定に従い、地方税法第20条の4の2第2項及び第5項の例によって条文に明記したものです。

以上、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第8 議案第40号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を
改正する条例について**

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第40号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第40号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

改正の内容ですが、条例第8条関係別表中、利用料金を改正したいというもので、入浴の

みの利用料金を大人300円以内を500円以内に、小人150円以内を300円以内に、入浴休憩の利用料金を大人1,000円以内を1,200円以内に、小人500円以内を600円以内に改めるものです。

現在、接岨峡温泉会館は接岨区が指定管理者となって運営しておりますが、利用者数も平成6年の約3万7,000人をピークに年々減少し、ここ数年は約2万人で推移し、平成24年度には2万人を下回る状況となり、運営が非常に厳しい状況にあります。また、近年においては重油価格等の高騰によりコスト高も今後の運営に大きな懸念を抱くものです。

接岨峡温泉会館は、接岨地区の観光の中心であり、運営の安定化を図っていくことは重要な課題です。

今後、温泉会館を中心に近隣施設との連携を図り、また地元との話し合いをしながら地域活性化が図られるよう進めていきたいと考えていますが、利用料金の改定につきましては、経営を安定化させていく方策の一つとして必要でありますので、今回、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正させていただくものです。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 経営の悪化が続いているということで、使用料を上げたいという話だったんですけども、料金を値上げするとますますお客が減って、経営が難しくなる悪循環になるのではないかと思うんですけども、値上げをしてもお客を減らさないという、できれば増やしていくよというふうな対策など、どういうふうに話し合っているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 今回、料金を値上げするというところで、一つの方策として料金の改定をお願いしていくものですが、これによって、現在、接岨地区の方と話をしておるんですが、料金が安いから入るとか、いろいろな意見も持っております。そういった中で、料金を上げるためには、それなりのサービスの向上ということで、今、地区の方と話し合いを持っております。

とりわけこの接岨地区ですか、すばらしい自然の景観だとか、紅葉もすばらしいですし、八橋小道ですか、ハイキングをするだとか、グラウンドゴルフ場、またふれあい館等、いろいろな施設が整っております。こういった施設を十分生かしながらまた誘客の方に地元の方と話し合いを持ちながら、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 課長の答弁にあるように、本当に自然もいっぱい豊かですし、いろいろな取り組みも努力もされているし、また料金が安いということで平成24年度も1万9,886人というかなり大きな入り込みというか、入浴者を得ているわけですよ。多分、私

はそれは料金が安いからだと思うんですよ。施設のサービスの向上を地区の方々と話し合っているということですが、やっぱり料金が安いというところをなくしてしまうと、幾ら地域の魅力やサービスがよくなっても、一番大もとの大きな魅力、安いよというところがなくなるというのは非常に大きな危険なかけになるのではないかなという気がして心配で仕方ありません。

むしろ、そういういいところだよ、お風呂は建物もちょっと古くなっているけれども、サービスもよくして、みんながアットホーム的な入浴ができるところだよということで、高齢者が行きやすいようにマイカーの乗り合わせで来た人たちには何か割引をすとか、いつも食事が提供できるようにすとか、雇用の場を確保するなどというふうな地域の活性化をしなければならぬという位置づけた改善が、私は値上げより先にやられるべきではないかと思うんですけれども、そのために平成17年度より指定管理者制度を導入しているんですけれども、ウッドハウスや、もりのくになどと同じように指定管理料という支払いなども検討してみたらどうかと思うんですけれども、そういうことについても話し合っておられるでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今、御質問の内容のとおり、こういう大きな接叡峡温泉会館、課題を抱えておりますし、その方向性というのは探っていかなければならぬわけでありましてけれども、先ほど課長が答弁しましたように、まさしく町も入り、その地元の方々、また関係する機関の方々とそういうものを今までの検討した中、またこれから検討を重ねていく中でも、そういう全体な中で利用料金体系というものは、これも見直しの一つという形で、そういういわゆる幅を持たせるといふ、いろんな施設とも比較しながら、そういうものを検討した結果、こういうものを全体的な検討をしていきたいというものでありますので、これはそういう一つの方法、指定管理者の中で、いわゆる留保金を今までも使っているということもあります。

施設については、一昨年施設の大きい改築というのですか、そういうものもしましたし、一つ一つそういうものを、課題を解決というのですか、そういう対応をしながら、そういう中において、これからの方針というものも、また協議しながら必要があれば指定管理料等も検討しなければいけないし、現在は地域の方々が利用料金体系の中で、とにかくもう一度そういう見直しをしてみたいということでもありますので、こういうお願いをしていくというものであります。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論を行います。

本当に行政でも地元でもいろいろ工夫をされていることで、話し合いも進めていることだとは思いますが、ただいまの説明でもわかるんですけども、やっぱり先に値上げをしてしまうということは非常に大きなリスクが生じるのではないかという気がします。

先ほども言いましたけれども、全協で配付された資料を見ると平成4年ごろから2万人、3万人と増えて、近年も平成23年度まで、一昨年まで2万人台を維持していて、経営悪化の原因が売り上げ以上に経費がかかっていると、具体的な中身はちょっと細かく検討していませんけれども、大ざっぱにいきますと、結局売り上げ以上に経費がかかっているということです、それが絶対に必要な経費であったら、やはりここを何とか改善しない限りは、もしここで料金を値上げしても、お客が減れば温泉会館だけではなく接岨地域にとっても、今まで以上に深刻な問題になると思います。値上げによるお客の減少をとどめる対策をどうするか、根本的な運営改善をどうするか、それから食事の提供をどうするかなど、一番重要なことをもっともっと先に力を入れて対策を立てるべきで、そのための必要な支援というのは行政も大いにやらないと、川根本町にとって、温泉、接岨地域の活性化というのはとても大事な課題だと思いますので、こういう危険な値上げに走るとするのは、私は納得できません。

温泉は地域の活力、町民の健康維持に大いに貢献するものであり、今の古い建物でもこれだけのお客を呼べるのは安いからということに私は尽きると思うんです。来てくれた人たちを喜ばせているということを考えると、値上げという安易な危険な方法をとるのではなくて、運営の改善にこそ力を入れるべきであり、指定管理料などについても行政の支援も考えていくべきだと考えます。

創造と生きがいの湯が、今、決して良好な運営状況とは言えませんが、入浴料は一人150円で指定管理者制度を導入しており、その料金を考えれば接岨峡温泉の300円が安過ぎるということは決してないと考えます。地域の人たちも大いに利用しているという温泉と聞いていますので、ぜひ私は今の料金をまず維持して、経営改善を図るところに力を入れるべきだという観点からこの原案に賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 議案第40号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

この施設は、長島ダム建設に当たり、地域の発展と雇用を願い、建設されたものと聞いております。

地域に溶け込んだ経営ということで、住民の皆様とともにやってきたわけですが、途中から民宿がございまして、その民宿の方へ温泉を給湯したことによりまして、かなりの人数が旅館の方へ行ったときからお客の減少を見たと聞いております。その間、起きました3.11の

東日本大震災による誘客の大幅な減少により、5施設あった宿泊施設の中で廃業2、休業1、今経営しております2、であります。かなりの入客が減ってきている現状であります。

そんな中で唯一の雇用場所といたしますこの温泉会館、またここにあります天狗石茶屋、これがこの地域の一番の雇用関係を持つところではありますが、この前の全員協議会でもお話を聞きましたけれども、やはり連携をして今から改善するというのを聞いておりますし、一番やらなければならないのは、やはりお金がなければ宣伝もできません。そのためには、やはり官民一体となってこの地域をよくするために、やはり少しだけの値上げは必要かなと、私は考えておりますし、500円といいましても、この前の説明によりますと、100円だけ上げさせていただくということではありますが、地域の皆様が300円上がる、これは地域がやはりこの温泉施設を欲しい、置いておきたいということで自らのお金を上げてまで、ここに料金改正をお願いすると聞いておりますので、私はこの施設を残すためにはぜひともこのぐらいの金額は上げてやるべきではないかなと思っておりますし、それこそ今月ですが、9月7日には町の主催であります体育協会で、ここへ300人ほどのグラウンドゴルフの客が来ております。その前に、商工会でやった誘客運動のグラウンドゴルフによる誘客のときには、温泉に入る券を賞品に配ってかなり来ていただいたという経緯もございますが、やはり経営改善もしていくべきことはしなければなりません。やはりこれだけの燃料の高騰とか、いろいろなものを考えますと、やはり今ここでやるべきことは、宣伝のためにもお金を上げるべきではないかなと、私は思っておりますので賛成といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第40号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第40号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第41号 財産の取得について

○議長（板谷 信君） 日程第9、議案第41号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第41号、財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年川根本町条例第55号）第3条の規定に基づき、平成25年度、大規模地震対策等総合支援事業、消防ポンプ自動車購入物品売買契約の議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る8月30日に10社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、株式会社カーケア中原が落札し、契約金額1,718万円で物品売買契約を締結しようとするものであります。

納期につきましては、議決の日の翌日から平成26年3月20日を予定しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 8月31日ですか、入札が行われたということですがけれども、入札結果について10社の入札価格、予定価格、落札率について、回答を求めます。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 入札につきましては、8月30日に実施いたしました。

10社の町内の業者でありますけれども、入札契約の内容につきましては、契約成立後に公表させていただいております。この契約につきましても、本議会の議決が得られた後、契約が成立するものでございますので、その後において総務課で公表させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 昨日も入札結果表を見に行きましたら、そういうふうと言われて、それは議会の議決がないから入札結果表が見られないというのは納得できたんですけども、審議する議会において、その状況を公表できないというのは、以前はそういうことはなかったのに、いつの間にか、ここ2、3年か昨年あたりからか、言われなくなってしまったなという気がするんですけども、こういうことを議題として上がってきて審議するのに、私たちは一体この入札について何を審議すればいいのか、公正に行われたかどうか、もちろんその入札結果の報告を受けても全てがわかるわけではありませんけれども、全く判断材料がない中で議決をしなければならないというのは非常に残念で仕方がないんですけども、以前と方法が変わったのかどうか、その点を確認します。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 以前から、契約終了後に公表という形は変わっておりません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に以前からということをおもも一回議事録を見てみようと思うんですけども、少なくとも杉山町長のときには、入札予定価格などを議会で議論した

ことがあります。何%、90何%とか神わざ的な落札率だとかいうことを議論した記憶があります。それで、今のお答えには納得できない思いがするんですけども、再度質問は違う観点からですけども、消防ポンプ車の購入予算が当初予算で備品購入費2,135万4,000円という計上がされていて、その中の1,830万円が消防ポンプ車の予算ですというふうな説明があったと思うんです。言葉はしっかり覚えていませんけれどもメモがありました。1,830万円という崎平のポンプ車ということで。それで、この1,830万円、予定価格が公表されないものですから、1,830万円の予算額で落札率を見ますと、これでも93.88%とかなり高率の落札率になっていますけれども、参加業者は当初予算額を知ることは当然できるわけですよ。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 当初予算額、詳細は個別に合算されているものもあるものですから、場合により知る場合と知ることができない場合もあるかと思えます。

今回は、自動車購入費ということで計上されておりますので、わかると思えます。

（「議長、もう一回」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質問3回になりました。打ち切ります。

（「3回になった」の声あり）

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 財産の取得について、議決を求めるということで、このような自動車ポンプの購入については、全く賛成なんです。それから、契約の方も問題はない。

ただこの場合、議会に1,718万円ですか、これを認めろという根拠を、どういうパワーのある、何ccのものだというのはわかっておりますが、恐らくこういうものというのは特別発注するような機械じゃないものですから、近隣の近々に入ったそのような車両の状況あたりも開示していただければ、この金額が妥当であるかどうかというものを議員は判断すると思うんですよ。これで賛成してくれと言っても、はっきり申しまして常々乗って歩くような車じゃないものですから、果たしてこれが1,700万円というものが高いか安いかと、それだけ、もう少し丁寧に議員に事前に説明をするという形の方を、今後とっていただきたいと思えます。

これは意見ですけども、これからこういう大型のものを入れるときに、どのような事前の開示をするか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今回、お願いする議案につきましては、川根本町議会の議決に付する契約及び財産の取得及び処分に関する条例に規定する中において、1,500万円以上の動産買い入れ等、これらについて議決を求めるものでございますが、今、御質問の内容の中は恐らくは入札等において、正確なものが見込まれているかどうかとか、公平性が保たれているかどうかということの御質問、先ほどの鈴木議員もそうだと思うんですけども、これについては、当然入札に関しては、慎重かつ指名委員会も経た中で業者等も決定もされますし、

それからこういう見積もり等については、直接この入札にかかわらないものを原則としております。どうしてもそのかかわるものでなければとれないという場合には原則3社以上をとるといような形もとりますが、基本的にはこういう場合は擬装のするところ、それからメーカー等に見積もり等を出させまして、そういう中で検討した中で設定価格、予定価格等も決定していくということでありまして、これは公平な競争が、これをまず目途としてやっておりますので、これがこれ以上のものをやれと言われてもなかなかこれは厳しい問題もあります。常に公平・公正な競争ができるようにということで努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） ほかに。6番、高畑君。

○6番（高畑雅一君） 6番、高畑です。

今の説明を聞いていると、別に入札の問題に対して、どうこう言うつもりはないんだけど、はっきり何社でやって、どこがとったということは、中原さんがとったということはわかりますけれども、10社でやりましたよということでしょう。その10社の名前は出せないんですか。

総務課長の話を聞いていると、議会運営委員会でもちょっとこれ、送られたわけですがけれども、財産の取得について、今回この本会議でやりますよという中に、ただ中原さんが10社の中で一人とったよということだけでは、多分議員の皆さん納得はできないと思うんですけども、もしそのことについてありましたら、ちょっと町長の方から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 契約の内容を契約成立後、公表いたしますけれども、選定理由につきましては、過去の実績等を見て町内の自動車販売店10社ということで選択いたしております。

業者につきましては、西村自動車整備工場、柳原モータース商会、地名モータース、川根自動車、榊原自動車整備工場、河畑自動車、勝下自動車整備工場、森下自動車、カーケア中原、カーサービスマツモトの10社を選定いたして入札を行いました。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分にします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

○議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第10 議案第42号 平成25年度川根本町一般会計補正予算
(第3号)

○議長(板谷 信君) 日程第10、議案第42号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第42号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,968万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,459万5,000円としたいものです。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものです。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいというものであります。

今回の補正は、地域自治会振興事業における地区集会所の消防設備等の修繕経費、集会所修繕工事に伴うコミュニティー施設整備事業費補助金の増額、待機児童解消特別対策事業及び保育士等処遇改善臨時特例事業における徳山聖母保育園への補助金の追加、全国茶品評会における川根本町出品茶購入に係る川根本町茶業振興協議会への補助金の増額、本年4月12日、13日に発生した低温、降霜等における被害茶園に対する災害対策資金利子補給金及び被害農家等肥料・農薬購入費支援金の追加、水川地内の農道開設経費の追加、林業関係事業費として、林業機械整備に対する補助金の追加、林道維持管理に伴う委託料及び重機借り上げ

料の増額、本年4月に実施したつり橋緊急点検において発見されたつり橋修繕工事費の追加、町道の維持管理に伴う小規模修繕業務委託料及び重機借り上げ料の増額、準用河川沢奥沢川改修工事費の追加、消防広域化に向けての消防救急無線デジタル化整備工事費及び消防総合情報システム整備に対する実施設計負担金の追加、元藤川地内の消防詰所移転に向けての土地購入費及び補償金の増額、防災行政無線デジタル化における北部地域内の安定した通信確保のための中継局設置箇所検討業務委託料の追加などが主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般11ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は180万円の増額です。これは会計管理費として、振り込み等のデータ送信のための回線配線工事費の追加、自治会振興費として、2地区の集会所の修繕費の追加、町有集会所の消防施設等の修繕費の増額、町有以外の集会所の消防施設等の修繕に伴う補助金の増額、諸費として防犯灯整備事業費補助金の増額をお願いするものです。

第2項企画費はまちづくり事業費として、普通地方交付税決定に伴うまちづくり基金及び地域振興基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正です。

12ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は13万7,000円の増額です。これは社会福祉総務費及び老人福祉費として、普通地方交付税決定に伴う社会福祉基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正で、介護保険費として、国・県支出金等返還金の増額をお願いするものです。

12ページ、13ページをごらんください。

第2項児童福祉費は172万円の増額です。これは児童福祉施設費として、待機児童解消特別対策事業及び保育士等処遇改善臨時特例事業の実施に係る徳山聖母保育園への補助金の増額、子育て支援対策費として、普通地方交付税決定に伴う社会福祉基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正をお願いするものです。

13ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は44万2,000円の増額です。母子保健費として、未熟児療養医療費に係る国庫補助金及び県支出金の交付に伴う財源更正で、予防費として風疹ワクチン接種緊急促進対策事業の創設に伴う扶助費の追加で、地域医療推進費として、いやしの里診療所において使用する備品購入費の増額に対応するよう特別会計の補正を行うことによる繰出金の増額をお願いするものです。

13ページ、14ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は5,171万8,000円の増額です。茶業推進対策費として、全国茶品評会における川根本町出品茶購入に係る川根本町茶業振興協議会への補助金の増額及び本年4月12日、13日に発生した低温、降霜等における被害茶園に対する災害対策資金利子補給金及び被害農家等肥料・農薬購入費支援金の追加と、水川地内に開設する農道に係る

経費として登記手数料、分筆測量委託料、測量設計委託料、土地借り上げ料、工事請負費、公有財産購入費、物件補償費の追加と農道維持管理に伴う小規模修繕委託料の追加をお願いするものです。

15ページをごらんください。

第2項林業費は4,326万7,000円の増額です。これは林業振興費として、林業機械整備に対する補助金の追加、林道費として林道維持管理委託料及び重機借り上げ料の増額、林道南赤石線路肩改良工事施工に向けての測量設計業務委託料の追加をお願いするものです。

15ページ、16ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は771万3,000円の増額です。これは商工業振興費として、権限移譲に伴う商品量目立入検査用はかり購入費の追加及び普通地方交付税決定に伴う地域振興基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正と、観光費として、本年4月に実施したつり橋緊急点検において発見されたつり橋修繕工事費の追加及び南アルプス世界遺産登録推進協議会負担金の増額をお願いするものです。

16ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は2,004万5,000円の増額です。これは道路維持費として、道路補修等のための小規模修繕業務委託料及び重機借り上げ料の増額です。

第3項河川費は700万円の増額です。これは河川改良費として、準用河川沢奥沢川改修工事費の追加をお願いするものです。

17ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は1,582万7,000円の増額です。これは常備消防費として、消防広域化に向けての消防救急無線デジタル化整備工事費及び消防総合情報システム整備に対する実施設計負担金の追加、消防施設費として、元藤川地内の消防詰所移転に向けての土地購入費及び補償金の増額、災害対策費として、防災行政無線デジタル化における北部地域内の安定した通信確保のための中継局設置箇所検討業務委託料の追加をお願いするものです。

18ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費は、普通地方交付税決定に伴う、まちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正です。

第4項社会教育費は1万3,000円の増額です。これは文化会館運営費として、普通地方交付税決定に伴う、まちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正で、資料館運営費として、レジスター故障に伴う備品購入費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第9款地方交付税、第1項地方交付税は4億6,396万3,000円の増額です。本年7月に普通交付税が決定し、本町分は25億9,396万3,000円の交付となりますので、当初予算額との差額分の増額を今回全額計上するものです。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金は30万円の増額です。これは町有施設の集会所修繕に係る負担金の増額です。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は43万5,000円の増額です。これは未熟児療育医療に係る母子保健衛生費等国庫負担金の追加です。

8ページをごらんください。

第14款県支出金、第1項県負担金は21万7,000円の増額です。これは未熟児療育医療に係る母子保健衛生費等県負担金の追加です。

第2項県補助金は1,616万3,000円の増額です。これは民生費県補助金として、待機児童解消特別対策事業及び保育対策等促進事業に係る補助金の追加です。衛生費県補助金として、風疹ワクチン接種緊急促進対策事業費補助金の追加です。農林水産業費県補助金として、林業機械整備に係る森林整備促進加速化・林業再生事業費補助金の追加です。土木費県補助金として、準用河川沢奥沢川の改修工事に係る補助金の追加をお願いするものです。

9ページをごらんください。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は3,000円の増額です。これは介護保険事業の平成24年度の精算として、賦課徴収費繰り入れ過多に伴う繰入金の増額です。

9ページ、10ページをごらんください。

第2項基金繰入金は3億1,865万7,000円の減額です。これは今回の補正において、一般財源の調整による財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、まちづくり基金繰入金、社会福祉基金繰入金及び地域振興基金繰入金の減額と、林業機械整備に伴う補助金の追加に係る林業振興基金繰入金の取り崩し分の増額です。

10ページをごらんください。

第20款町債、第1項町債は1,274万2,000円の減額です。これは普通交付税決定に伴う臨時財政対策債の発行可能額の決定による減額です。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般3ページをごらんください。

本年4月12日、13日に発生した低温、降霜等における被害茶園に対する災害対策資金利子補給事業の追加と、消防広域化に向けての消防救急無線デジタル化整備工事の実施に伴う事業の追加をお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般4ページをごらんください。

臨時財政対策債の起債限度額を、普通交付税決定に伴う臨時財政対策債の発行可能決定額の2億8,725万8,000円に減額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず最初に、総括的でもないんですけども、繰越金が6億6,202万2,000円と確定したわ

けですけれども、決算審査はやっていませんけれども、一応数字がそういうふうに出されてきているのを見ました。

当初予算で1億円、それから6月補正で今年度の予算2,892万円計上しただけで、今回も補正予算に全然計上されていないわけですからけれども、5億円余も残したままになっているということで、今回計上しなかった理由は何なのかをお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、徐々にやっていきます。11ページの歳出の方ですけれども、2款1項8目の11節需用費、修繕料の90万円は通告したんですけれども、これはわかったので却下します。消防施設については、3分の1の負担だという説明があったのを忘れていましたので、すみませんでした。

12ページの3款2項2目19節聖母保育園補助金172万円についてですけれども、聖母保育園への補助は運営費の20%を補助するというふうに一応決まっているんですけれども、今回の補助は運営費ではなくて、特に手がかかるゼロ歳児を受け入れている聖母保育園に県の待機児童解消補助33万2,000円に、町も同額の上乗せをして補助するものと、保育士の待遇改善に充てる保育対策促進事業補助金105万6,000円という説明でしたけれども、確実に保育士の待遇改善に使われるかについて、どういう方法で確認するのか伺います。

それから、次ですけれども、14ページの6款1項5目茶業対策費ですけれども、19節の細節28、凍霜害農家肥料農薬代金支援補助金1,360万円についてお聞きします。

この肥料農薬代の購入価格の5%というふうにした、この5%の理由について伺います。

それから、被害状況は以前調査した結果、少ない人で茶園面積の10%ぐらい、多い人で40%ぐらいの被害を受けているという報告が以前全協でありましたけれども、被害額がどれくらいと推定するのかお聞きします。それから、肥料、農薬代だけでも、この5%を逆算しますと2億7,200万円の農家の方々の購入額ということになるんですけれども、今言った被害状況から見ても、せめて10%ぐらいの補助額にしても私はお茶が基幹産業だと言っている町としては、茶農家の本当に打ちひしがれている気持ちを考えると、ここで頑張る気を出してもらわないと、本当に町の一番の柱が折れてしまうことにもなりかねないわけですから、今回5%出て、さらに追加ということも検討されるかどうか、そういうことについてお伺いをいたします。

それから、14ページの6款1項7目農地費の3,589万3,000円についてですけれども、これは水川の国道のり面崩落で迂回路を、今、通って時間がかかりかかっているわけですからけれども、その距離が長いということで農道開設をしたいという、短縮するための農道開設の費用だという説明がありましたけれども、本来迂回路の短縮をやるべきなのは県であり、県に農道開設について補助をするということなどを含めて、県への要望をもっと強力にやっていくべきではないかと思うんですけれども、県は3月末までかかるという説明のままで、それまで県はこのままで、県としてはもう今の迂回路でいいというふう考えているのか、その点についてお聞きいたします。

次、15ページですけれども、6款2項5目の林道費、14節使用料及び賃借料、細節7の重機借り上げ料ですけれども、そこで2,000万円増額になっています。かなり大きな額ですけれども、当初予算でも1,000万円計上してありました。今回の増額の理由と、予算積算の根拠をお聞きいたします。

次ですけれども、16ページ、8款2項1目道路維持費のところ、13節委託料1,407万3,000円の増額について、これも理由と積算根拠を伺います。

それから、19節の重機借り上げ料597万2,000円の増額について、先ほどの8款2項1目道路維持費は当初予算で1,500万円計上されていましたが、今回1,407万3,000円というまた大きな額の増額で、決して悪いことではないんですけれども、増額の理由と積算根拠を伺います。

それから、19節の重機借り上げ料597万2,000円の増額について、ここは当初予算で400万円計上してありました。これも増額の理由と積算根拠をお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 議員、節が違うんじゃない。借り上げ料は。

○10番（鈴木多津枝君） そうですね。借り上げ料は14節ですね。間違えました。すみません。御指摘のとおりです。間違いです。

ということで、以上、お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 今の質問の中で、最初の部分の決算、剰余金の部分、これはまだ確定していないもので、それについて今度の補正になぜ上げないのかという質問はちょっと決算が終わってからという形で、その部分の答弁は省いて結構です。

答弁をお願いします。福祉課長。

○福祉課長（前田修児君） それでは、今の鈴木議員の御質問ですけれども、2点目の聖母保育園の補助金について、2つの事業がありますけれども、1つが待機児童解消のためのゼロ歳児入所サポート事業、それからもう1点が保育士等処遇改善臨時特例事業というのがあります。この事業について、保育士等処遇改善について、確実にそれが行われるかどうか、どういう方法で確認するのかという御質問だったと思います。

まず、ゼロ歳児の入所サポート事業66万4,000円につきましては、聖母保育園におきましては、年度当初からゼロ歳児を保育するという前提で臨時職員の方を雇用しているというか充てております。9月1日現在で2名のゼロ歳児がおりまして、11月にもまた2名入るという予定があります。この補助というのは、そうした入る加配している保育園に対しまして、実績に応じてその増額分を補助ということではなくて、既に今現在臨時職員の方に支払っている賃金を補填していくというそういう形の補助でありますので、必ずその支払われたものが事業執行を確認できるということになりますので、こちらの方はそういう補助であります。

それから、もう1点の保育士等処遇改善臨時特例事業105万6,000円でありますけれども、これは私立保育園における待機児童、これも待機児童が主なんですけれども、これをなくすという目的がありまして、聖母保育園の保育士さんの確保、これを目的としまして、本来的

ですとほかのいろんな職種等とのバランスといいますか、当町におきましては、現実的には町営の保育園の保育士さんが相手方というか主になるんですけれども、その方々との給与格差の解消を目的としたものであります。この事業につきましては、当然補助でありますので、県が定めた補助要項の中にあります保育所職員処遇改善実績報告、あるいは計画とかありますけれども、それによってどのように改善されたのかということは、しっかりと町の方でチェックするという体制ができておりますので、これにつきましても確実な確認が実施されるということになると思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

鈴木議員の質問、6款1項5目茶業対策費、19節の凍霜害農家肥料農薬代支援補助金1,360万円について、5%とした理由並びに本年度の凍霜害の被害額はどのくらいかという御質問かと思えます。

本年4月12日、13日の凍霜害は町内全域で発生し、被害は大きいものでしたが農家の方々は凍霜害後の茶園管理として、被害直後から防除等の対応を行い、被害の影響を最小限に食いとめる努力を行いました。また、次年度の収量、品質を確保するための施肥、防除、更新などの栽培管理をきめ細かく行い、樹勢回復を図りました。

平成22年度の凍霜害時には1億数千万円の被害に対して、肥料農薬代の1%の支援を行いました。本年度の凍霜害は被害額としては2億3,900万円程度と推計され、被害額としては平成22年度の約2倍弱となっています。被害後の栽培管理などきめ細かく行ったこのような農家の自助努力に対して、また町の主要産業である茶業振興の点から、今回肥料農薬代の5%を支援額とするということで、予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） それでは、建設課関係の質問について、説明させていただきます。

まず初めに、6款1項7目の農地費における農道新設の予算ですが、本年5月、国道362号水川地内で斜面崩壊の災害が発生し通行どめとなっていますが、この迂回路として主要地方道川根寸又橋線を指定した場合、狭隘箇所が多く対面交通が困難な状況では、交通渋滞を招くおそれがありました。現場の大井川の砂利を運び出すための道路があったため、その道路を含めて国道の迂回路として区域指定をし、現在に至っている状況でございます。

また、通行上の安全を考慮し、舗装も施工しましたが、県土木事務所はゴールデンウィークを挟み、短期間でこの対応を行って来ています。

水川地区の斜面崩壊の対応は、土質等の調査や工法を検討した結果、結果的に3月まで工期が必要だというものであり、県の土木事業説明会でもその内容を説明いただいたところでございます。

国の災害査定を受ける時点で、迂回路も現在の路線で申請し採択されており、その変更をすることは容易ではなく、短期間では不可能に近いものがあると聞いております。

今回、農道新設経費を予算要求するのは、あくまで地元の農家が農道設置を必要とするところにその道路を暫定的に迂回路として供用するものであります。迂回路として供用する目的は、これからの観光シーズンでの入り込み客や自転車通学生徒へ、また地元の渋滞解消の対応のためであります。これらは町が抱える問題でもありますので、そのため町単独経費で農道を整備するものであります。ただ、農道の整備に当たっては、川根市長を中心に土木事務所と連携を図りながら迅速な完成を目指すものであることを報告させていただきます。

続きまして、2点目の6款2項5目の林道費、14節使用料の重機借り上げ料の増額の理由と積算根拠でございますが、ダンプトラックやバックホー等の重機を所有している町内業者と甲種種類ごとに単価契約を結ばせてもらっております。現場への対応は、役場から作業内容や場所を契約業者に連絡し、作業終了後、その状況の写真や報告書を提出いただき、精算するものであります。本年度、当初予算で1,000万円の計上をさせていただきましたが、小規模な崩落による崩土除去や降雨による荒れた路面整正について、既に25件の現場を業者にお願ひし830万円余の支払いを終えているところでございます。

これらは、今年度内にも荒れる路面の整正などの依頼が林業業者等から寄せられる現状であり、林業振興、また林道管理の面から今回の増額の要請をお願いするものであります。

次に、同じく8款2項1目の道路維持費、13節委託料と14節使用料の重機借り上げ料の増額理由と算出根拠でございますが、委託料については、小規模修繕業務の委託料で重機借り上げと同じく町内の業者と工種ごとに単価契約を結び、修繕を行っているところです。

小規模修繕は、町内のU字溝の修繕や舗装路面の修繕、また石積み等の構造物の修繕に当たるものでございます。また14節の重機借り上げについては、先ほども述べたとおり、小規模な崩落による崩土除去や路面整正に充てるもので、これらにあっては今年も各地区から多くの要望が提出されているところで、その町道の修繕に対応するとともに、町道の維持管理を適正に行うことで町道における安心・安全を確保するため、今回補正予算を要望するものです。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 再質問はありますか。

ほかに質疑はありませんか。6番、高畑君。

○6番（高畑雅一君） 6番、高畑でございます。

それでは、1点だけ、6款1項5目の20節茶振協へ200万円のお茶代金の購入費ということで、全協については、課長から詳しく説明を受けておりますので、これからの町の体制についてを執行部の方に質問をしたいと思います。

ここで200万円で、町自体、茶業振興会の会長である町長が全品の入札の権利を入手して、現場でほかの茶業団体の方と競い合って、お茶を落札するという形の200万円だということ

で認識をしております。

ここに出た200万円ということで、今後ともこのような形で全国品評会の出品茶の入手を考えているのか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 従来はそうしてここ最近もしてきましたし、今後もそういう形で、ある意味での出品を奨励するといいますか、進める上でも必要なことだというふうに思っていますので、今後も続けていきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ちょっと補足というか、具体的な補足のところで、全協のところでもお答えしたんですけども、この茶振協のはいわゆる基金的な意味合いということですから、今後においてもこれによって入札に積極的に参加した中で、まずは町の頑張っておられる方々のその出品に対して、相応の入札に応えたいというのが第一の基本でありまして、その後においては、例えば業者の方々がどうしても必要だという場合もありますでしょうし、それから市場開発等において必要、使っていくということもありますし、茶振協の中でもそれぞれの事業の中に使っていく場合もあります。それらについては、またその予算組みの中で対処するという、またそういうものに極力応えられるものは応えていくというものを、茶振協を中心になってやっていきたいというものであります。

○議長（板谷 信君） 6番、高畑君。

○6番（高畑雅一君） この趣旨はわかりました。それでは、ここで誤解をすといけませんのでちょっと確認をしておきますけれども、今年度から茶振協が入札の権利を持って、入札会場へ行って、ほかの業者と競争しながらお茶を入手するということでよろしいですね。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 競争というところは、今までは農協さんをお願いしてそういうものもきたわけですけども、去年のいわゆる町外の業者さんが落札されたというところにおいて、そういう点の反省点を踏まえて、茶振協の方が直接参加をさせていただいて、町のそういう生産に努力された方々のお茶を確保していきたいと、これが第一義でありまして、過当な競争をするというものではなくして、そういう点では町内の茶業に係る茶商の方々がこういう形で落札できなかったけれども、そういうものを、応分なものを町の発展のためにも使用したいという理由があれば、そういうものにも当然応えていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第42号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第43号 平成25年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算(第2号)

○議長(板谷 信君) 日程第11、議案第43号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第43号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,264万3,000円としたいものです。

これは、前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金についての精算が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費は4万円の減額です。これは地域密着型介護予防サービス費について、今後の支出見込みにより減額するものです。

第3項高額介護サービス等諸費は4万円の増額です。これは高額介護予防サービス費について、今後の支出見込みにより増額するものです。

4ページ、5ページをごらんください。

第7款諸支出金、第1項繰入金は3,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

5ページをごらんください。

第2項償還金及び還付加算金は260万3,000円の増額です。これは前年度の介護給付費及び地域支援事業分の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護3ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は260万6,000円の増額です。返還金等の財源として基金を取り崩すものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第43号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第44号 平成25年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第12、議案第44号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第44号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正

予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,579万2,000円としたいものです。

これは、いやしの里診療所において今年度実施する緑茶服用習慣の健康改善に及ぼす効果に関する研究に係る消耗品費の減額と医師送迎タクシー使用料の追加、診療所において使用する薬品用小型冷蔵庫等の備品を購入するための経費について補正するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第2項研究研修費は補正額ゼロ円となります。緑茶服用習慣の健康改善に及ぼす効果に関する研究において、研究内容の精査及び研究従事医師との連絡調整により、同研究に使用する消耗品費の減額と、同研究に従事する医師の送迎タクシー代の追加をお願いするものです。

第2款医業費、第1項医業費は20万1,000円の増額です。これはいやしの里診療所において使用する薬品用小型冷蔵庫や血液凝固分析装置などの備品を購入するための経費の増額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は20万1,000円の増額です。これは今回の補正に係る経費を一般会計から繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第44号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第13 認定第1号 平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第14 認定第2号 平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第3号 平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第4号 平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第5号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第6号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第7号 平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(板谷 信君) 日程第13、認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第19、認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者、澤本勝美君。

○会計管理者兼出納室長(澤本勝美君) それでは、認定第1号から認定第7号まで一括御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

まず、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

決算書の一般1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款町税は、収入済額12億5,844万円で、前年度対比マイナス7,186万8,000円、5.4%の減となりました。町民税、固定資産税の減が主なものです。不納欠損額は8万6,000円、収入

未済額は6,164万5,000円です。

2款地方譲与税は、収入済額5,586万6,000円で、前年度対比マイナス369万5,000円、6.21%の減となりました。

3款利子割交付金は、収入済額205万3,000円で、前年度対比マイナス30万2,000円、12.82%の減となりました。

4款配当割交付金は、収入済額158万4,000円で、前年度対比15万5,000円、10.85%の増となりました。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額42万4,000円で、前年度対比1万8,000円、4.43%の増となりました。

6款地方消費税交付金は、収入済額8,499万5,000円で、前年度対比マイナス132万8,000円、1.54%の減となりました。

7款自動車取得税交付金は、収入済額2,190万1,000円で、前年度対比473万8,000円、27.61%の増となりました。

8款地方特例交付金は、収入済額231万8,000円で、前年度対比マイナス1,531万4,000円、86.85%の減となりました。

9款地方交付税は、収入済額30億1,148万4,000円で、前年度対比2億8,454万9,000円、10.43%の増となりました。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額135万2,000円で、前年度対比3万4,000円、2.58%の増となりました。

11款分担金及び負担金は、収入済額3,800万4,000円で、前年度対比126万9,000円、3.46%の増となりました。収入未済額が143万円です。

12款使用料及び手数料は、収入済額6,270万7,000円で、前年度対比マイナス44万5,000円、0.71%の減となりました。収入未済額が144万5,000円です。

13款国庫支出金は、収入済額2億70万9,000円で、前年度対比マイナス9,901万5,000円、33.04%の減となりました。

14款県支出金は、収入済額5億3,864万4,000円で、前年度対比7,900万4,000円、17.19%の増となりました。

15款財産収入は、収入済額4,971万1,000円で、前年度対比1,814万円、57.46%の増となりました。

16款寄附金は、収入済額177万5,000円で、前年度対比9万1,000円、5.41%の増となりました。

17款繰入金は、収入済額2億9,577万6,000円で、前年度対比2億7,688万1,000円の増となりました。

18款繰越金は、収入済額5億1,577万円で、前年度対比6,717万8,000円、14.98%の増となりました。

19款諸収入は、収入済額1億3,795万6,000円で、前年度対比3,150万6,000円、29.6%の増となりました。収入未済額が156万8,000円となっております。

20款町債は、収入済額2億5,150万円で、前年度対比マイナス1億3,050万円、34.16%の減となりました。

歳入合計65億3,297万4,000円で、前年度対比4億4,109万7,000円、7.24%の増となりました。不納欠損額8万6,000円、収入未済額6,609万円です。

次に、歳出について御説明します。

3ページをごらんください。

1款議会費は、支出済額6,484万7,000円で、前年度対比マイナス2,126万9,000円、24.7%の減となりました。

2款総務費は、支出済額12億4,617万1,000円で、前年度対比2億7,874万3,000円、28.81%の増となりました。総務管理費、選挙費が主なものです。

3款民生費は、支出済額10億9,673万6,000円で、前年度対比698万9,000円、0.64%の増となりました。社会福祉費の増がその要因となっております。

4款衛生費は、支出済額5億6,250万8,000円で、前年度対比マイナス1,421万9,000円、2.47%の減となりました。保健衛生費が主なものです。

5款労働費は、支出済額184万6,000円で、前年度対比マイナス770円、0.04%の減となりました。

6款農林水産業費は、支出済額4億9,341万4,000円で、前年度対比6,727万5,000円、15.79%の増となりました。農業費、林業費の増がその要因です。

7款商工費は、支出済額2億3,870万5,000円で、前年度対比マイナス7,564万4,000円、24.06%の減となりました。

8款土木費は、支出済額2億1,546万3,000円で、前年度対比マイナス5,052万3,000円、18.99%の減となりました。土木管理費、道路橋梁費、住宅費が要因となっております。

9款消防費は、支出済額3億8,742万5,000円で、前年度対比4,287万1,000円、12.44%の増となりました。

10款教育費は、支出済額5億3,375万6,000円で、前年度対比1,559万6,000円、3.01%の増となりました。保健体育費が増となっております。

11款災害復旧費は、支出済額2億2,326万3,000円で、前年度対比5,280万円、30.97%の増となりました。農林水産施設災害復旧費の増です。

12款公債費は、支出済額7億6,920万7,000円で、前年度対比マイナス4,537万7,000円、5.57%の減となりました。

13款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計58億3,334万6,000円、前年度対比2億5,724万円、4.61%の増となりました。

翌年度繰越額1億235万円、不用額は3億1,272万3,000円であります。

歳入歳出差引残額は6億9,962万8,000円であります。

次に、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書、国民健康保険事業特別会計決算書1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税は、収入済額1億7,248万6,000円で、前年度対比654万5,000円、3.94%の増となりました。不納欠損額19万4,000円、収入未済額3,377万円です。

2款使用料及び手数料は、収入済額8万2,000円で、前年度対比8,000円、10.99%の増となりました。

3款国庫支出金は、収入済額1億6,378万4,000円で、前年度対比マイナス3,585万3,000円、17.96%の減となりました。国庫負担金及び国庫補助金であります。

4款療養給付費交付金は、収入済額6,877万1,000円で、前年度対比1,738万2,000円、33.82%の増となりました。

5款前期高齢者交付金は、収入済額2億7,392万2,000円で、前年度対比2,385万3,000円、9.54%の増となりました。

6款県支出金は、収入済額5,530万5,000円で、前年度対比1,437万円、35.11%の増となりました。県負担金及び県交付金であります。

7款共同事業交付金は、収入済額7,791万8,000円で、前年度対比マイナス1,715万9,000円、18.05%の減となりました。

8款財産収入は、収入済額3万6,000円で、前年度対比マイナス1万3,000円、26.29%の減となりました。

9款繰入金は、収入済額5,702万4,000円で、前年度対比マイナス3,332万9,000円、36.89%の減となりました。一般会計繰入金、基金繰入金です。

10款繰越金は、収入済額7,536万7,000円で、前年度対比マイナス1,544万5,000円、17.01%の減となりました。

11款諸収入は、収入済額283万7,000円で、前年度対比62万3,000円、28.18%の増となりました。

歳入合計9億4,753万7,000円、前年度対比マイナス3,901万6,000円、3.95%の減となりました。不納欠損額19万4,000円、収入未済額3,377万円です。

次に、歳出について御説明します。

2ページをごらんください。

1款総務費は、支出済額2,350万3,000円で、前年度対比マイナス261万6,000円、10.02%の減となりました。

2款保険給付費は、支出済額5億7,829万円で、前年度対比マイナス2,916万9,000円、4.8%の減となりました。

3 款後期高齢者支援金は、支出済額 1 億1,859万9,000円で、前年度対比606万5,000円、5.39%の増となりました。

4 款前期高齢者納付金は、支出済額11万6,000円で、前年度対比マイナス21万8,000円、65.31%の減となりました。

5 款老人保健拠出金は、支出済額8,000円で、前年度対比マイナス907円、9.88%の減となりました。

6 款介護納付金は、支出済額5,467万5,000円で、前年度対比246万5,000円、4.72%の増となりました。

7 款共同事業拠出金は、支出済額9,057万2,000円で、前年度対比90万8,000円、1.01%の増となりました。

8 款保健事業費は、支出済額1,155万7,000円で、前年度対比マイナス7万6,000円、0.66%の減となりました。

9 款基金積立金は、3万6,000円で、前年度対比マイナス1万3,000円、26.29%の減となりました。

10 款公債費は、支出がありません。

11 款諸支出金は、支出済額926万8,000円で、前年度対比マイナス190万3,000円、17.04%の減となりました。

12 款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計は 8 億8,662万7,000円で、前年度対比マイナス2,455万9,000円、2.7%の減となりました。不用額7,674万8,000円であります。

歳入歳出差引残額は6,090万9,000円です。

次に、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計につきまして概要を御説明いたします。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額8,164万4,000円で、前年度対比660万9,000円、8.81%の増となりました。収入未済額は152万3,000円です。

2 款使用料及び手数料は、収入済額8,000円で、前年度対比1,000円、20.9%の増となりました。

3 款繰入金は、収入済額3,045万5,000円で、前年度対比243万円、8.67%の増となりました。

4 款諸収入は、収入済額 1 万9,000円で、前年度対比マイナス6,000円、25.18%の減となりました。

5 款繰越金は、収入済額145万8,000円で、前年度対比136万1,000円の増となりました。

歳入合計は 1 億1,358万5,000円で、前年度対比1,039万6,000円、10.07%の増となりまし

た。収入未済額は152万3,000円です。

続きまして、歳出です。

2 ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 1 億1,177万円で、前年度対比1,004万8,000円、9.88%の増となりました。

2 款諸支出金は、支出済額8,000円で、前年度対比131円、1.54%の増となりました。繰出金です。

歳出合計 1 億1,177万9,000円、前年度対比1,004万8,000円、9.88%の増となりました。不用額は632万円です。

歳入歳出差引残額は180万6,000円であります。

次に、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書、介護保険事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入です。

1 款保険料は、収入済額 1 億7,591万2,000円で、前年度対比3,284万円、22.95%の増となりました。介護保険料であります。不納欠損額17万8,000円、収入未済額は317万6,000円です。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 2 万4,000円で、前年度対比1,000円、5.7%の増となりました。手数料であります。

3 款国庫支出金は、収入済額 2 億6,398万8,000円で、前年度対比マイナス3,252万円、10.97%の減となりました。国庫負担金の減額です。

4 款支払基金交付金は、収入済額 2 億8,454万8,000円で、前年度対比マイナス147万8,000円、0.52%の減となりました。

5 款県支出金は、収入済額 1 億5,635万7,000円で、前年度対比マイナス2,087万7,000円、11.78%の減となりました。県負担金及び県補助金です。

6 款財産収入は、収入済額 1 万2,000円、前年度対比マイナス2,000円、16.21%の減となりました。

7 款繰入金は、収入済額 1 億9,823万4,000円で、前年度対比3,897万5,000円、24.47%の増となりました。一般会計繰入金、積立基金繰入金であります。

8 款繰越金は、収入済額6,399万7,000円で、前年度対比6,010万7,000円の増となりました。

9 款諸収入は、収入済額18万2,000円で、前年度対比マイナス4,125万9,000円、99.56%の減となりました。

歳入合計は11億4,325万7,000円で、前年度対比3,578万6,000円、3.23%の増となりました。不納欠損額17万8,000円、収入未済額317万6,000円です。

続きまして、決算書、介護 2 ページの歳出でございます。

1 款総務費は、支出済額3,801万9,000円で、前年度対比347万6,000円、10.06%の増となりました。総務管理費、徴収費、介護認定審査会費です。

2 款保険給付費は、支出済額10億2,057万6,000円で、前年度対比7,131万9,000円、7.51%の増となりました。介護サービス等諸費が主な要因です。

3 款財政安定化基金拠出金は、支出はありませんでした。

4 款基金積立金は、支出済額1万2,000円で、前年度対比マイナス2,665万4,000円、99.95%の減となりました。

5 款地域支援事業費は、支出済額2,076万8,000円で、前年度対比マイナス121万6,000円、5.53%の減となりました。

6 款公債費は、支出はありませんでした。

7 款諸支出金は、支出済額9,911万6,000円で、前年度対比8,809万5,000円、799.3%の増となりました。

歳出合計11億7,849万4,000円です。前年度対比1億3,502万円、12.94%の増となりました。不用額は696万7,000円です。

歳入歳出差引残額はマイナス3,523万6,000円で、翌年度歳入の繰上充用となります。

次に、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。決算書、簡易水道事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は、収入済額160万円で、前年度対比144万円、900%の増となりました。

2 款使用料及び手数料は、収入済額1億1,351万7,000円で、前年度対比40万4,000円、0.36%の増となりました。収入未済額が1,163万7,000円です。

3 款財産収入は、収入済額47万8,000円、前年度対比マイナス47万2,000円、49.68%の減となりました。

4 款繰入金は、収入済額1億2,237万6,000円で、前年度対比マイナス2,219万1,000円、15.35%の減となりました。一般会計繰入金、基金繰入金であります。

5 款繰越金は、収入済額539万5,000円で、前年度対比マイナス36万9,000円、6.4%の減となりました。

6 款諸収入は、収入済額1万7,000円で、前年度対比マイナス553万6,000円、99.68%の減となりました。雑入であります。

歳入合計2億4,338万5,000円で、前年度対比マイナス1億2,910万9,000円、34.66%の減となりました。収入未済額1,163万7,000円です。

続きまして、歳出、簡易水道決算書2ページです。

1 款総務費は、支出済額2,603万2,000円で、前年度対比マイナス1,116万9,000円、30.02%の減となりました。

2 款水道事業費は、支出済額7,745万8,000円で、前年度対比マイナス1億1,883万9,000円、60.54%の減となりました。水道建設費の減によるものです。

3 款公債費は、支出済額1億3,435万4,000円、前年度対比75万4,000円、0.56%の増となりました。

4 款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計2億3,784万5,000円で、前年度対比マイナス1億2,925万3,000円、35.21%の減となりました。不用額は1,421万2,000円です。

歳入歳出差引残額は553万9,000円です。

次に、平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

決算書、温泉事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は、収入済額484万8,000円で、前年度対比100万8,000円、26.28%の増となりました。収入未済額が177万1,000円です。

2 款財産収入は、収入済額2,000円で、前年度対比9円、0.36%の増となりました。

3 款繰入金は、収入済額1,934万3,000円で、前年度対比マイナス182万7,000円、8.63%の減となりました。

4 款繰越金は、収入済額270万2,000円で、前年度対比マイナス2,622万2,000円、90.66%の減となりました。

5 款諸収入は、収入済額は1,000円で、前年度対比マイナス174円、10.39%の減となりました。

歳入合計2,689万7,000円で、前年度対比マイナス2,704万円、50.13%の減となりました。収入未済額は177万1,000円です。

次に、歳出、2ページです。

1 款総務費は、支出済額830万4,000円で、前年度対比マイナス113万3,000円、12.01%の減となりました。

2 款温泉事業費は、支出済額1,584万4,000円で、前年度対比マイナス2,595万1,000円、62.09%の減となりました。

3 款基金管理費は、支出済額2,000円で、前年度対比9円、0.36%の増となりました。

4 款予備費は、支出がありません。

5 款諸支出金は255万3,000円で、一般会計繰出金です。

歳出合計2,670万5,000円で、前年度対比マイナス2,453万1,000円、47.88%の減となりました。不用額は128万1,000円です。

歳入歳出差引残額19万2,000円であります。

次に、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要について御

説明します。

決算書、いやしの里診療所事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款診療収入は、収入済額1,576万9,000円で、前年度対比603万6,000円、62.02%の増です。外来収入であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額3万6,000円で、前年度対比マイナス1万2,000円、25.53%の減です。手数料であります。

3 款繰入金は、収入済額2,170万円で、前年度対比1,010万円、87.07%の増です。

4 款繰越金は、収入済額4万1,000円で、前年度対比マイナス2万2,000円、35.07%の減です。

5 款諸収入は、収入済額72円、前年対比マイナス7万7,000円、99.91%の減です。

歳入合計3,754万7,000円、前年度対比1,602万4,000円で、74.45%の増となりました。

次に、歳出、2ページです。

1 款総務費は、支出済額3,210万3,000円で、前年度対比1,356万8,000円、73.2%の増となりました。

2 款医業費は、支出済額538万7,000円で、前年度対比244万円、82.80%の増となりました。

3 款諸支出金、4 款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計3,749万1,000円で、前年度対比1,600万8,000円、74.52%の増となりました。不用額は457万9,000円、歳入歳出差引残額5万6,000円であります。

以上、決算の概要について御説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

次に、平成24年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたいと思っております。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） それでは、報告させていただきます。

平成24年度一般会計及び特別会計の決算審査について御報告をいたします。

審査期日は7月24日から30日の4日間で、本町役場第一会議室において、関係課長及び担当者の出席を求め、森監査委員と審査を行いました。

限られた短期間のため、関係者には御負担をおかけいたしました。

審査の報告につきましては、決算審査意見書の60ページの総括を御参照いただきたいと思っております。

総合的な意見といたしまして3点、①が減収傾向にある町税及び国保税、介護保険料等の収入確保はもちろんのこと、使用料、手数料、分担金、負担金の収入確保については努力されている背景もあるが、今後も万全を期すること。

2つ目が、町債の発行、債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況

と高齢化、人口減少化等、将来の動向を見きわめながら有効かつ適切な運用を期すること。

3点目が、町民ニーズに合った事業の見直し、事務の改善合理化・効率化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。

総体的に、平成24年度の決算について、実質収支は6億6,200万円で、単年度収支は2億3,700万円であります。事業完遂と経費節減を評価するものであるが、今後ますます増大する行政需要あるいは多様化する町民ニーズに対応するため、各課連携を密にして行政推進を図っていただきたい。

特別会計を含め人件費負担が大きい。長期的視野で見ると減少傾向にあるが、町税の減収化、人口の減少、高齢化等、今後の町財政は厳しい予想。常に人件費コストを意識し、人件費の削減にこだわり、職員の資質の低下を招かないよう長期的視野に立って、職員の資質向上、行政事務処理の効率化をさらに推進されたい。

歳入において、滞納繰り越し分を除けば町税をはじめ、使用料等、高い収納率である。

主たる自主財源の町税は、前年度比約7,200万円の減収で、年々減収傾向である。減収の主な要因は、企業の業績不振による法人住民税と固定資産税の評価替えによるものである。

歳入全体では、前年比4億4,100万円増加している。これは主に地方交付税と繰入金が増加であります。

一般会計、特別会計の収入未済額が1億1,796万8,000円、前年比5万6,000円増で、前年より微増、不納欠損額は45万9,000円、前年比210万4,000円減で減少した。

収入未済額が減少したのは、2会計で国保会計が124万9,000円の減、温泉会計が27万3,000円の減で回収努力については評価される。

他の会計においても、繰り越し分の町税及び使用料等の徴収・整理について特段の努力を図られたい。

なお、事業実施に当たり国・県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力され、歳入の安定を図られたことに敬意を表する次第であります。

介護保険事業については、当初予算より国・県支出金及び交付金等が減少したため、決算上赤字となり、翌年度歳入繰上充用処理3,523万6,424円となった。今後は収支動向を把握し、事業遂行されたい。

今後、既存施設の老朽化、インフラ整備、人口減少、高齢化も進み、義務的経費、特に扶養費は年々増加することが予想されます。また、各施設のあり方等、行財政改革を含め今後の財政運営に格段の配慮をされたい。

なお、4日間と限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加えて総括とします。

また、財政健全化比率に対する意見書につきましても別冊のとおりで、実質赤字比率、連結赤字比率、将来負担比率は発生しておりません。実質公債費比率は7.4%で、前年より1.4ポイント改善され、早期健全化基準の25%を大きく下回っており、財政は健全であります。

詳細につきましては、お手元の決算審査意見書、それから財政健全化判断比率に対する審

査意見書をもってかえさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は、認定第1号から認定第7号まで全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑はなしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。



◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

委員会審査等のため、9月4日から9月18日までの15日間休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から9月18日までの15日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

散会 午後 零時05分